

## 一般廃棄物処理業許可証

住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡174番地1

氏名 株式会社 赤碕トランスネット

代表取締役 岡崎 博紀

令和5年1月13日付で申請のあった一般廃棄物処理業について、倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例第30条の規定により、許可する。

令和5年1月23日

倉吉市長 広田 一恭

記

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| 1 事業の種類        | 一般廃棄物の処分（中間処理）        |
| 2 事業の区域        | 倉吉市                   |
| 3 取り扱う一般廃棄物の種類 | 木くず                   |
| 4 許可の期間        | 令和5年2月1日から令和7年1月31日まで |
| 5 許可の条件        |                       |
- （1） 処理施設の処理方式は、破碎による中間処理とする。
  - （2） 関係法令を遵守すること。
  - （3） 一般廃棄物処理実績報告書を翌月10日までに提出すること。
  - （4） 許可業者として適正を欠く行為があった場合は、許可を取り消す。

